

令和7年10月26日 執行 身延町議会議員一般選挙

選挙公営（公費負担） 様式集

身延町選挙管理委員会

選挙運動用自動車運送契約書
(ハイヤー方式)

甲(候補者氏名) _____ と乙(業者等氏名又は名称) _____ とは、
令和7年10月26日 執行(予定)の 身延町議会議員一般選挙 の選挙運動のために使用する公
職選挙法第141条第1項の自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車の運送を引き受け、甲は、これに対して代金を支
払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により身延町に帰属
することとならない場合には、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定
める金額を身延町長に請求する。

(1) 車 種 _____

(2) 登録番号(車両番号) _____

2 自動車の運送期間は、 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までとする。

3 自動車の運送金額は、次のとおりとする。

(1) 1日当たりの金額 _____ 円 (ただし、1日目は、 _____ 円)

(2) 契 約 金 額 _____ 円 (うち消費税額 _____ 円)

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 住所
(候補者) 氏名

㊞

乙 住所
(事業者等) 氏名

印

(代表者氏名)

㊞

備 考

- 1 公費負担の対象となる自動車の運送期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日ま
での間において運送する期間とすること。したがって、例えば、立候補の届け出前か
ら運送をしても、立候補の届出の日の前日までに係る運送については、公費負担
の対象とならないこと。
- 2 乙が身延町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏
名等を記載すること。
- 3 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。
- 4 乙は、道路運送法第3条第1号ハに該当するものであること。

選挙運動用自動車賃貸借契約書
(自動車の借入れ)

甲(候補者氏名) _____ と乙(事業者等氏名又は名称) _____ とは、
令和7年10月26日 執行(予定)の 身延町議会議員一般選挙 の選挙運動のために使用する公
職選挙法第141条第1項の自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸し付け、甲は、これに対して賃料を支払う。
ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により身延町に帰属するこ
ととならない場合には、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金
額を身延町長に請求する。

(1) 車 種 _____

(2) 登録番号(車両番号) _____

2 自動車の賃貸借期間は、 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までとする。

3 自動車の賃貸借量は、次のとおりとする。

(1) 1日当たりの金額 _____ 円(ただし、1日目は、 _____ 円)

(2) 契 約 金 額 _____ 円(うち消費税額 _____ 円)

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 住所
(候補者) 氏名 ⑩

乙 住所
(事業者等) 氏名 印
(代表者氏名) ⑩

備 考

- 1 公費負担の対象となる自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日
までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、例えば、立候補の届出前
から賃貸借していても、立候補の届出の日の前日までに係る賃貸借については、公費
負担の対象とならないこと。
- 2 乙が身延町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏
名等を記載すること。
- 3 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。

選挙運動用自動車燃料供給契約書
(燃料の供給)

甲(候補者氏名) _____ と乙(業者等氏名又は名称) _____ とは、
令和7年10月26日 執行(予定の) 身延町議会議員一般選挙 の選挙運動のために使用する公
職選挙法第141条第1項の自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる期間、自動車の燃料を供給し、甲は、これに対して代金
を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により身延町に帰
属することとならない場合には、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の
定める金額を身延町長に請求する。

(1) 供給期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(2) 燃料の種類 _____

(3) 供給を受ける自動車の登録番号(車両番号) _____

2 売買代金は、次のとおりとする。

10当たりの金額 _____ 円(諸税込み)

ただし、総供給量 _____ 0、総額 _____ 円の範囲内

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 住所
(候補者) 氏名

㊟

乙 住所
(事業者等) 氏名

印

(代表者氏名)

㊟

備 考

- 1 燃料の供給期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する
期間とすること。
- 2 乙が身延町に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名
等を記載すること。
- 3 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。

選挙運動用自動車運転契約書
(運転手の雇用)

甲(候補者氏名) _____ と乙(運転手氏名) _____ とは、 令和7年10月26日
執行(予定)の 身延町議会議員一般選挙 の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1
項の自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

- 1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払う。ただし、乙
は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により身延町に帰属することとならな
い場合には、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額を身延町
に請求する。
- 2 運転手の雇用期間は、 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までとする。
- 3 報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 1日当たりの金額 _____ 円

(2) 契 約 金 額 _____ 円

- 4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 住所
(候補者) 氏名

㊟

乙 住所
(運転手) 氏名

㊟

備 考

- 1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用す
る期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していても契約書にはその
期間を含めないこと。
- 2 乙が身延町に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名
等を記載すること。

選挙運動用ビラ作成契約書

甲(候補者氏名) _____ と乙(業者等氏名又は名称) _____ とは、
令和7年10月26日 執行(予定)の 身延町議会議員一般選挙 の選挙運動のために使用する
公職選挙法第142条第1項第3号のビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 甲は、乙に対して次に掲げるビラを発注し、乙はこれを請け負う。

(1) 規 格 縦 _____ cm × 横 _____ cm

(2) 枚 数 _____ 枚

(3) 納期限 _____

2 請負代金は、次のとおりとする。

(1) 1枚当たりの金額 _____ 円(税込み)

(2) 契 約 金 額 _____ 円(うち消費税額 _____ 円)

3 乙は、納期限までにビラを作成し、甲に引き渡さなければならない。

4 甲は、前項の規定によるビラの引渡しがあった後、乙に対して第2項(2)の代金を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により身延町に帰属することとならない場合には、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める手続により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額を身延町長に請求する。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 住所
(候補者) 氏名

印

乙 住所
(事業者等) 氏名

印

備 考

- 1 乙が身延町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載すること。
- 2 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。

選挙運動用ビラ作成費用明細書(選挙運動の公費負担用)

令和7年10月26日 執行(予定)の 身延町議会議員一般選挙

候補者氏名	
-------	--

(単位：円)

項目	仕様・内容等	数量	単価	金額	備考
写真撮影費					
企画費					
材料費					
印刷・加工費					
管理費					
小 計					
うち消費税					
合 計					

年 月 日

(ビラ作成業者) 住所

氏名

印

(代表者氏名)

印

備考 この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができます。

選挙運動用ポスター作成契約書

甲(候補者氏名) _____ と乙(業者等氏名又は名称) _____ とは、令和7年10月26日 執行(予定)の 身延町議会議員一般選挙 の選挙運動のために使用する公職選挙法第143条第1項第5号のポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 甲は、乙に対して次に掲げるポスターを発注し、乙はこれを請け負う。

(1) 規 格 縦 _____ cm × 横 _____ cm

(2) 枚 数 _____ 枚

(3) 納期限 _____

2 請負代金は、次のとおりとする。

(1) 1枚当たりの金額 _____ 円(税込み)

(2) 契 約 金 額 _____ 円(うち消費税額 _____ 円)

3 乙は、納期限までにポスターを作成し、甲に引き渡さなければならない。

4 甲は、前項の規定によるポスターの引渡しがあった後、乙に対して第2項(2)の代金を支払う。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により身延町に帰属することとならない場合には、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例により、甲が乙に支払うべき金額のうち、同条例の定める金額を身延町長に請求する。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲
(候補者) 住所

氏名

⑩

乙
(事業者等) 住所

氏名

印

(代表者氏名)

⑩

備 考

1 乙が身延町長に対して請求する場合、請求書には、この契約書に記載された住所、氏名等を記載する。

2 乙が法人の場合は、代表者印を押印すること。

選挙運動用ポスター作成費用明細書(選挙運動の公費負担用)

令和7年10月26日 執行(予定)の 身延町議会議員一般選挙

候補者氏名	
-------	--

(単位：円)

項目	仕様・内容等	数量	単価	金額	備考
写真撮影費					
企画費					
材料費					
印刷・加工費					
管理費					
小 計					
うち消費税					
合 計					

年 月 日

(ポスター作成業者) 住所

氏名

印

(代表者氏名)

印

備考 この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができます。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月26日 執行
身延町議会議員一般選挙

候補者氏名 (※戸籍名)

⑨

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約期間		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ					
燃料代					
運転手の雇用					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込み額を記載して差し支えありません。)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月26日 執行
身延町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名)

⑨

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月26日 執行
身延町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名)

⑩

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月26日 執行
身延町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名)

⑨

次の選挙運動用自動車燃料代につき、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定により確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
氏名(名称)
住所
代表者氏名(※法人の場合)
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 _____ 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から身延町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月26日 執行
身延町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) ⑩

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
氏名(名称)
住所
代表者氏名(※法人の場合)
- 3 確認申請枚数 _____枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から身延町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

身延町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月26日 執行
身延町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名) ⑩

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
氏名(名称)
住所
代表者氏名(※法人の場合)
- 3 確認申請枚数 _____枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から身延町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

令和 年 月 日

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和7年10月26日 執行
身延町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名)

⑨

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による	2	左に掲げる場合以外の 場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号又 は車両番号	運送等年月日		運送等金額	備考
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書に請求書を添付してください。
- この証明書を発行した候補者については供託物が没収された場合には、運送事業者等は、町に支払を請求することができません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれも締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者のした選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することができません。

令和 年 月 日

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和7年10月26日 執行
身延町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名)

⑨

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
		リットル	円	
		リットル	円	
		リットル	円	
		リットル	円	
		リットル	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下アラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から供給の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

令和 年 月 日

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

令和7年10月26日 執行
身延町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名)

㊞

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所	
	氏名	
雇用年月日	報酬の額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手事別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について、供託物が没収された場合には、運転手は、町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて、12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者が指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、町に支払を請求することができません。

令和 年 月 日

選挙運動用ビラ作成証明書

令和7年10月26日 執行
身延町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名)

㊞

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者については供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 枚 数 町長 5,000枚、 町議会議員 1,600枚
 - 限度額 8円38銭(単価) × (1)の枚数

令和 年 月 日

選挙運動用ポスター作成証明書

令和7年10月26日 執行
身延町議会議員一般選挙

候補者氏名(※戸籍名)

⑩

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区における ポスター掲示場数	82箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書に請求書を添付してください。
- この証明書を発行した候補者については、供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することができません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数
 - 限度額 586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。) × (1)の枚数

令和 年 月 日

請求書(選挙運動用自動車の使用)

身延町長 様

住所(所在地)

氏名(名称)

印

(代表者名)

印

※法人にあつては、その代表者の氏名も記入する。

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和7年10月26日 執行 身延町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名(※戸籍名)
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領した者をいう。以下同じ。)の写し)とともに選挙期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲に限られます。

別紙1

請 求 内 容 内 訳 書
(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

請 求 内 容 内 訳 書
 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

1 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円×1台= 円	16,100円×1台= 16,100円	円	
	円×1台= 円	16,100円×1台= 16,100円	円	
	円×1台= 円	16,100円×1台= 16,100円	円	
	円×1台= 円	16,100円×1台= 16,100円	円	
	円×1台= 円	16,100円×1台= 16,100円	円	
計			円	

備考

- 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの金額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

請 求 内 容 内 訳 書
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

2 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	販売金額(ア)	基準 限度額 (イ)	請求金額	備考
		円× リットル＝ 円			
		円× リットル＝ 円			
		円× リットル＝ 円			
		円× リットル＝ 円			
		円× リットル＝ 円			
計		円	38,500円	円	

備考

- 1 「基準限度額」の計欄には、確認書で記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別紙2-3

請 求 内 容 内 訳 書
 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

3 運転手

使用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

令和 年 月 日

請求書(選挙運動用ビラの作成)

身延町長 様

住所(所在地)

氏名(名称)

印

(代表者名)

印

※法人にあつては、その代表者の氏名も記入する。

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和7年10月26日 執行 身延町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名(※戸籍名)
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書は、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

請 求 内 訳 書

候補者氏名(※戸籍名)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			8.38						

備考

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

令和 年 月 日

請求書(選挙運動用ポスターの作成)

身延町長 様

住所(所在地)

氏名(名称) 印

(代表者名) 印

※法人にあつては、その代表者の氏名も記入する。

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和7年10月26日 執行 身延町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名(※戸籍名)
- 5 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

候補者氏名(※戸籍名)

選挙区におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A × B	単価 C	枚数 D	金額 C × D	単価 E	枚数 F	金額 E × F	
箇所 82	円	枚	円	円 4,444	枚 82	円 364,408	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 E × F の欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り上げてください。